

## 天災など事業者の責めに負わない理由による補助金返還免除について

令和 6 年 11 月

### 1. 判断方法

●天災などの事業者の責めに負わない理由により基本要件を達成できなかった場合【注】、

(1)どのような被害にあったのかがわかる資料

(2)どのような影響があって基本要件を達成することができなかったのかがわかる資料

をご提出ください。(詳細は「2. 提出書類」に記載)

●ご提出された書類を事務局で審査し、合理的な理由であるかどうかを確認の上で、個別事業者様ごとに適用可否を判断させていただきます。

---

【注】次の4つの場合が該当します。

<1>「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」(令和 2 年 1 月 12 日。以下「1~15 次交付規程」という。)第 25 条第 2 項もしくは「中小企業経営支援等対策費補助金(中小企業生産性革命推進事業)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」(令和 6 年 1 月 12 日。以下「16~18 次交付規程」という。)第 25 条第 2 項により、補助事業者が事業計画終了時点において、給与支給総額の年平均成長率(年率平均)1.5%以上の増加が達成できず、付加価値額の増加が年平均成長率(年率平均)3%以上とならなかった場合

<2>1~15 次交付規程第 25 条第 3 項もしくは 16~18 次交付規程第 25 条第 3 項により、補助事業者が事業計画期間中の毎年 3 月末時点において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金対比+30 円以上の水準とすることが達成できていない場合

<3>1 次~15 次交付規程第 25 条第 4 項により、回復型賃上げ・雇用拡大枠で採択された補助事業者が、以下のいずれかに該当することを確認した場合。

(1)補助事業計画書における原則として基準年度と1年後の実績を比較して、1~15 次交付規程第 25 条第 2 項の給与支給総額の増加が達成できていない場合

(2)補助金全額の交付を受けた日以降、原則として最初に迎える3月末時点において 1~15 次交付規程第 25 条第 3 項の事業場内最低賃金の水準が達成できていない場合

<4>16~18 次交付規程第 25 条第 4 項により、製品・サービス高付加価値化枠の通常類型のうち新型コロナ回復加速化特例を受けて採択された補助事業者が、以下のいずれかに該当することを確認した場合。

(1)補助事業計画書における原則として基準年度と1年後の実績を比較して、16~18 次交付規程第 25 条第 2 項の給与支給総額の増加が達成できていない場合

(2)補助金全額の交付を受けた日以降、原則として最初に迎える3月末時点において、16~18 次交付規程第 25 条第 3 項の事業場内最低賃金の水準が達成できていない場合

## 2. 提出書類

### (1) どのような被害にあったのかがわかる資料

① 本社もしくは補助事業実施場所が激甚災害指定を受けている地域※であること  
もしくは

② 本社もしくは補助事業実施場所が天災などにより被災したこと

を証明するため、<1>事業者情報及び<2>天災などにかかる情報を様式1に記入の上、提出してください。②に該当する場合、様式1に加えて証明書(災害罹災証明書、被災証明書等)を提出してください。

…※ 激甚災害指定を受けている「地域」とは、

- ・本激(地域を指定せず、災害そのものを指定)の場合、内閣府防災情報のページで「主な被災地」として掲載されている都道府県であること
- ・局激(市町村単位で災害を指定)の場合、政令で指定されている区域(市町村)であること

…下記のリンクでご確認の上ご記載ください。

( 参 考 ) 内 閣 府 防 災 情 報 の ペ ー ジ :  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>

### (2) どのような影響があって基本要件を達成することができなかつたのかがわかる資料

天災などによって補助事業や補助事業実施場所にどのような影響があって達成することができなかつたのか、様式2に理由を記入の上、提出してください。ただし、補助事業者自身ではなく取引先が被災したこと(サプライチェーンの毀損)を理由とする場合は、毀損により補助事業が受ける影響を記載していただきます。

(参考)理由の記載例

- ・補助事業実施場所が全壊してしまい、補助事業の遂行が困難になった。
- ・補助事業実施場所等に影響はないが、自身が避難していて事業が計画通り実施できなくなりました。
- ・当該社で発注している部品は製造できる職人が限られており、取引先の職人が被災したためサプライチェーンが毀損し、事業が計画通り実行できなかつた。 等